

吸收分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める開示事項)

2024 年 10 月 1 日

株式会社日本ピグメントホールディングス

日本ピグメント株式会社

2024年10月1日

吸收分割に係る事後開示事項

東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
株式会社日本ピグメントホールディングス
代表取締役 社長執行役員 田代 喜一

東京都千代田区神田錦町三丁目 20 番地
日本ピグメント株式会社
代表取締役 田代 喜一

株式会社日本ピグメントホールディングス（2024年10月1日付で、日本ピグメント株式会社より商号変更。以下「吸收分割会社」といいます。）及び吸收分割会社の完全子会社である日本ピグメント株式会社（2024年10月1日付で、株式会社日本ピグメント分割準備会社より商号変更。以下「吸收分割承継会社」といいます。）は、2024年5月10日付にて締結した吸收分割契約書（以下「本吸收分割契約書」といいます。）に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、吸收分割会社が営む一切の事業（但し、グループ経営管理事業を除く。）に関して吸收分割会社が有する権利義務を吸收分割承継会社に承継させる吸收分割（以下「本吸收分割」といいます。）行いました。

本吸收分割に関する会社法第791条第1項第1号及び第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸收分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2024年10月1日

2. 吸收分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

（1）反対株主の差止請求手続について（会社法第784条の2）

会社法第784条の2に基づき、吸收分割会社に対して本吸收分割の差止請求をした株主は存在しませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第785条）

吸收分割会社は、会社法第785条第3項及び第4項の規定に基づき、2024年9月1日付で、株主に対し電子公告を行いましたが、吸收分割会社に対して株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求手続について（会社法第787条）

吸收分割会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者異議手続について（会社法第789条）

本吸收分割における吸收分割会社から吸收分割承継会社への債務の承継は、重疊的債務引受の方法により行いましたので、吸收分割会社に対して債務の履行を請求することができない債権者は存在しないため、該当事項はありません。

3. 吸收分割承継会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第3号）

(1) 反対株主の差止請求手続について（会社法第796条の2）

吸收分割承継会社は吸收分割会社の完全子会社であり、会社法第796条の2の規定に基づき、吸收分割承継会社に対して本吸收分割の差止請求をした株主は存在しませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続について（会社法第797条）

吸收分割承継会社は吸收分割会社の完全子会社であり、会社法第797条の規定に基づき、吸收分割承継会社に対して株式の買取請求を行った株主はありませんでした。

(3) 債権者異議手続について（会社法第799条）

吸收分割承継会社は、会社法第799条第2項の規定に基づき、2024年8月26日付の官報により、債権者に対して本吸收分割について異議申述の公告を行い、また、同日付で知れたる債権者に対して個別の催告を行いましたが、本吸收分割に異議を述べた債権者はませんでした。

4. 本吸收分割により吸收分割承継会社が吸收分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第189条第4号）

吸收分割承継会社は、吸收分割会社の効力発生日である2024年10月1日をもって、本吸收分割契約書に基づき、吸收分割会社が営む一切の事業（但し、グループ経営管理事業を除く。）に関する権利義務を承継いたしました。これにより承継した資産及び負債

の額は、それぞれ174億円、100億円（いずれも概算値）でした。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日（会社法施行規則第189条第5号）

2024年10月1日

6. その他本吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第189条第6号）

該当事項はありません。

以上